○海岸保全区域の変更

目 次

規

則

○証紙規則の一部を改正する規則 告 示

報

○有害図書類の指定

○県営土地改良事業の換地処分 ○海岸保全区域の指定

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件) ○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(二件)

○土地改良区の定款変更の認可 (二件)

宮

○政府調達に関する協定の適用を受ける調

達に係る随意契約の相手方の決定

(オリンピック・パラリンピック大会推進課)

令和元年九月十三日

(教育庁教職員課)

Ŧī. Ŧī. 兀

指定図書類

八

(建築宅地課)

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 選挙管理委員会

規 則

証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月十三日

(1)

宮城県知事

村

井

嘉

浩

行

○宮城県規則第六十七号

証紙規則の一部を改正する規則

発

証紙規則

宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火,金曜日発行)

を「百分の二・八六」に改め、同表二十億円を超え二十五億円以下の金額の項中「百分の二・七」を

「百分の二・七五」に改め、同表二十五億円を超える金額の項中「百分の二・五九二」を「百分の二・

一四」を「百分の三・三」に改め、同表十億円を超え十五億円以下の金額の項中「百分の二・九一六」

「百分の二・九七」に改め、同表十五億円を超え二十億円以下の金額の項中「百分の二・八〇八」

第十一条第一項中「一・○八」を「一・一」に改め、同項の表十億円以下の金額の項中「百分の三・

(昭和三十九年宮城県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

ページ

六四」に改める。

附

則

会

計

課

1

令和元年十月一日から施行する。

(経過措置) この規則は、 (施行期日)

(共同参画社会推進課 農村整備課

2

(水産業基盤整備課)

同

同

(森林整備課)

(仙台地方振興事務所)

四

○宮城県告示第七百五十五号

 \equiv

については、なお従前の例による。

りさばき手数料について適用し、同年九月三十日までの証紙の売りさばきに係る売りさばき手数料 改正後の証紙規則第十一条第一項の規定は、 令和元年十月一日以後の証紙の売りさばきに係る売

示

告

を青少年に有害な図書類として指定する。 青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、 次のもの

宮城県知事

村 井 嘉 浩

Ξ		=		_	番号
雑		雑		雑	種
誌		誌		誌	類
アブノーマル風俗入門	188815-09	Y o u n g L o v e C o m i c a y a	1 9 6 2 5 - 1 0	恋愛白書パステル 2019 10月号	図書類の名称
株式会社セブン新社		宙おおぞら出版		宙おおぞら出版	発行所

第36	6号	令和	元年	F9,	月13	日	金田	曜日			宮	t	城	Ì	1	卫	`	報											(2)
		令和元年	する。	海岸法(四	○宮城県告示第七百五十七号	令和元年	二 処分の年月日	王沢地区	一処分を行		令和元年	事業の換地畑	土地改良法	○宮城県告示第七百五十六号	残忍性を有するため、	あっては、	図書類の	二指定理由		九		八	七	ナ		<i>Т</i> і.			四	-
		令和元年九月十三日		昭和三十一	小第七百五	令和元年九月十一日	中月日	L.	処分を行った地区の名称		令和元年九月十三日	処分を次の		小第七百五	有するため	著しく性	図書類の内容が、	Ш		雑		雑	雑	雑		雑			雑	
	宫城県知事 村			(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、海岸	十七号	日			の名称	宮城県知事 村	百	事業の換地処分を次のとおり行った。	(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、	十六号	 青少年の健全な育成を阻害すると認められる。 	著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発し、九の図	一から五の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激		53 44 55 - 7 6	誌 まんが日本の殺人鬼たち	534455-78	誌 d まんがこれが現実貧しい日本DX	が日本の悪	表 泉モノJAN 20 11 38 AN 20 10 19 10		誌 封印映像巨乳爆乳吸淫スペシャル	6 9 4 9 1 0 4	特別総集編20	志 EXMAX! DELUXE	
	井嘉	÷		海岸保全区域を次のとおり指定						井嘉浩			規定により、県営土地改良			九の図書類にあっては、甚だしく	激し、六から八の図書類に			株式会社コアマガジン		株式会社コアマガジン	株式会社コアマガジン	株式会社鉄人社	版	株式会社コスミック出			株式会社楽楽出版	_
_					岸三陸南沿一杉	_	八口岩子	海岸				四十九号(海岸	海岸法(昭和1	○宮城県告示第·											岸	-	沿岸名		海岸	

第七百五十八号

和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、平成三十一年宮城県告示第三百 岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

九月十三日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

岸三 陸 南 沿	沿岸名	海
港杉 海ノ 岸下 漁	漁港名	岸の名
区杉 海ノ 岸下 地	海地 岸 名区	称
次に掲げるイ点からネ点までを順次結んだ直線及びイ点と 本点を結んだ直線により囲まれた区域 本点から三へ三度○○分一二・○メートルの地点 ・点から二九度○○分二七・○メートルの地点 ・点から二九度○○分二七・○メートルの地点 ・点から二九度○○分二七・○メートルの地点 ・点から二九度○○分二七・○メートルの地点 ・点から二九度○○分二七・○メートルの地点 ・点から二九度○○分二七・○メートルの地点 ・点から二九度○○分二七・○メートルの地点 ・点から二九度○○分二大・○メートルの地点 ・点から二九度○○分二大・○メートルの地点	j S	Ē

			岸三 陸 南沿	沿岸名	海
			海大 岸沢 漁 港	漁港名	岸 の 名
			海谷大 岸)沢 地(区津	海地 岸 名区	称
点 ヲ点から三四度○○分一三・○メートルの地点点 ル点から三○四度○○分一七・○メートルの地点点 ヌ点から二一四度○○分一三・○メートルの地点点 ヌ点から二一四度○○分一三・○メートルの地点点	ヌ点 基点A点から二○三度○○分一六七・○メートルの地基点A点 気仙沼市本吉町大沢二○○番の三に設置した四級基準点 基準点	イ点 基点 ・		指 ☆ □	Ē

沿岸名

漁港名

海地 岸 名区

岸三 陸 南沿

港海 岸 漁

区 海 岸 地

漁港海岸保全区域のうち杉ノ下漁港区域に接する区域保全区域として指定した気仙沼市波路上杉ノ下地内の杉ノ下保全区域として指定した気仙沼市波路上杉ノ下地内の杉ノ下の和元年九月十三日宮城県告示第七百五十八号により海岸

(3)

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

○宮城県告示第七百六十一号

3 金	定曜	日			宮		城		県		公		報									第36号	
海岸の名称			令和元年九月十三日	のうち漁港管理者の長である気仙沼	海岸法(昭和三十一年法律第百一	○宮城県告示第七百六十号		海岸地	三陸南沿 大沢漁港 大沢 (津	沿岸名 漁港名 海岸名	也	海岸の名称			令和元年九月十三日	のうち魚巷管理者の長である気山沼	海岸法(昭和三十一年去聿第百一号)(『井山小皇之歌・『――――――――――――――――――――――――――――――――――――	○宮成県当示第七百五十九号					
指定区域		宮城県知事 村 井 嘉 浩		のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。	号)第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域		E to	津谷)漁港区域に接	全区域・して旨をして瓦山呂市は青丁大尺也りつて令和元年九月十三日宮城県告示第七百五十七号によ		指 定 区 域		村	宮城長知事 寸 牛 嘉 告		はが管理を行う区域を欠のとお	号)第五条第四項の規定により、魚巷区域に接する毎学呆全区域		ツ点から三〇七度〇〇分五五・〇メートルの	ノ点から二六元度〇〇分五二・〇メートルの	タ点から一六石度○○分二二・○メートルのヨ点から一六石度○○分二二・○メートルの	(メメ]]メ	
③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	整備計画で定める標準伐期齢以上のものよ	② 主伐として伐採をすることができる立士	(1) 主伐は、択伐による。	□ 立木の伐採の方法	3 変更後の指定施業要件	公衆の保健	2 保安林として指定された目的	岩沼市(次の図に示す部分に限る。)	二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	次のとおりとする。	二 立木の伐採の限度	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	整備計画で定める標準伐期齢以上のものよ	② 主伐として伐採をすることができる立士	(1) 主伐は、択伐による。	○ 立木の伐採の方法	3 変更後の指定施業要件	潮害の防備	2 保安林として指定された目的	岩沼市(次の図に示す部分に限る。)	一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	令和元年九月十三日 林の指定施業要件を変更する予定である。	

爬業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

立伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

帰計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

哺計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林

整備課)及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百六十二号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、 次のように保安

第36号	롸	令和	口元年	9月	13日	\$	定曜	日		宮		城		県		公		報											(4)
	2 呆安林として指定された目的		三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所次のとおりとする。	□ 立木の伐採の限度	3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林	(1) 主伐は、択伐による。	○ 立木の伐採の方法	3 変更後の指定施業要件	公衆の保健	2 保安林として指定された目的	登米市(次の図に示す部分に限る。)	二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	次のとおりとする。	□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林	(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。	○ 立木の伐採の方法	3 変更後の指定施業要件	干害の防備	2 保安林として指定された目的	登米市(次の図に示す部分に限る。)	一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	宮城県知事 村 井 嘉 浩	令和元年九月十三日	林の指定施業要件を変更する予定である。
宮城県知事が対け、非の帰った。	令和元年九月十三日	〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。	公告	所長 山 口 浩 徳	宮城県仙台地方振興事務所	令和元年九月十三日	地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。	なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台	号)第三十条第二項の規定により、令和元年九月四日認可した。	宮城郡七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五	○宮城県告示第七百六十四号	所長 山 口 浩 徳	宮城県仙台地方振興事務所	令和元年九月十三日	地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。	なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台	項の規定により、令和元年九月四日認可した。	亘理土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二	○宮城県告示第七百六十三号	整備課)及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林	次のとおりとする。	□ 立木の伐採の限度	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林	(1) 主伐は、択伐による。	○ 立木の伐採の方法	3 変更後の指定施業要件

ティア支給品 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 東京2020オリンピック競技大会都市ボラン 震災復興・企画部オリンピック・パラリ

- ンピック大会推進課 仙台市青葉区本町三丁目一番六号
- 契約の相手方を決定した日 令和元年七月二十六日
- 四 新砂三丁目一番十八号 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 アシックスジャパン株式会社 東京都江東区
- Ŧī. 契約金額 四千五百二十六万四千二百五十一円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
- (平成七年政令第三百七十二号) 第十一条第一項第一号該当

区 〇都市計画法 に係る開発行為は、その工事を完了した。 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 $\widehat{\pm}$

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

令和元年九月十三日

地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井

浩

東松島市赤井字川前四番十六番一

東松島市赤井字関の内四号三百五十七番地

良昌

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和元年九月十三日

入札に付する事項

- 調達案件及び数量 宮城県教育庁人事・給与システム構築業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び提案依頼書による。
- 3 契約締結日から令和四年三月三十一日まで
- 宮城県行政庁舎
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 人札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(5)

- 1 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品

2

3

- をしていない者であること。 る廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ
- の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 なされなかった者とみなす 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
- 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、 の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- れかに該当するときは、入札に参加することはできない 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず
- 為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
- 店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及 団員が経営に事実上参加していると認められるとき いう。) 第二条第六号に規定する暴力団員 力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、 個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴 (以下「暴力団員」という。) である場合、又は暴力 非常勤を含む役員及び支配人並びに支
- 力団」という。)、暴力団員又は暴力団、 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者 自社、 自己若しくは第三者の不正な利益を図

の威力を利用するなどしていると認められるとき として、 警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)

- 等に対して、資金等を提供し、 又は関与していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、 「暴力団等」という。)

 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 暴力団員若しくは暴力団関係者(以
- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- 引したり、又は不当に利用していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
- 目八番一号 電話○二二-二一一-三三三五)へ令和元年九月二十四日(火)までに申請するこ 項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八○−八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁 い者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていな

Ξ 入札書の提出場所等

書及び提案依頼書の交付場所、問い合わせ先 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明

〒九八○ - 八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十六階宮城県教育庁教職員課給与班

宮

(電話〇二二-二一一-三六三四

入札説明書及び提案依頼書の交付期限

2

月三日 令和元年十月四日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和元年十 (木) 午後五時までに1あて申し出ること。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査

参加資格の審査を受けなければならない。 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、

総合評価のための提案書の提出期限

令和元年十月十七日 (木)午後五時まで1あて提出することとし、郵送の場合は書留郵便にて

入札書の提出期限

同日同時までに到達すること。

5

持参による場合は、 郵送の場合は配達証明郵便にて令和元年十月二十九日(火)午後五時までに到達することとし、 6の開札日時及び場所までとする。

- 6 開札の日時及び場所
- 令和元年十月三十一日 (木) 午前九時三十分 (開場午前九時
- 場所 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

 (\Box) (\longrightarrow)

入札に参加することができない者

宮城県自治会館 三階

三〇四会議室

四

- 二に定める資格を有しない者及び三3における審査により資格を有しないとされた者
- 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

2

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- 八条、第百十三条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十
- に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者

県規則第四十五号)第二条の規定による。

- であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入 金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者 費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた 札書に記載すること 入札金額の記載方法契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消
- 価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項 が提案依頼書で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。 落札者の決定の方法本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定
- 6 契約書作成の要否
- 入札執行の方法 総合評価一般競争入札

7

8

- 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

六

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Construction of an HR and salary

選考方法

management system for Miyagi Prefecture Board of Education Secretarial

Period of Implementation: From contract settlement to March 31, 2022

Place of Implementation: Miyagi Prefectural Government Building

Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture October 29, 2019 (Tues.), 5:00 p.m. Deadline and Place for Bid Submission: Salary Management Section, Personnel Division

5 Building, 1-2-3 Kamisugi, Aoba-ku, Sendai, Miyagi October 31, 2019 (Thurs.), 9:30 a.m. Place and Time for Bid Selection: Conference room 304, 3rd floor of Miyagi Jichikaikan

6 Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan TEL: 022 Contact Information: Salary Management Section, Personnel Division, Board of Education

Language and Currency Used for Contract: Japanese and Japanese yen only

宮城県教育庁人事・給与システム構築業務落札者決定基準

により落札者を決定するための審査を実施する。 「宮城県教育庁人事・給与システム構築業務」(以下「本委託業務」という。)の委託に当たり、 次

入札参加者に対し、総合評価一般競争入札(総合評価落札方式)により審査を実施した上で落札

者を選考する。

本委託業務の入札参加者の資格等に関する事項は、入札公告のとおりとする。

2 入札参加者の資格等に関する手続の詳細は、 入札説明書のとおりとする

なお、入札説明書は次の場所で交付する。

〒九八○ - 八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教職員課 給与班(電話〇二二-二一一-三六三四

選考するための審査機関を設置する 総合評価一般競争入札を実施するため、 技術提案評価及び価格評価により審査を行い、落札者を

合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)において実施する 本委託業務の技術的な審査については、学識経験者及び関係職員による本委託業務に関する総

いるか判断するものとし、三に基づき入札価格その他の条件が宮城県にとって最も有利か否かに 審査委員会は、 た技術提案書の内容が提案依頼書に記載している性能、機能及び技術等の要求要件を満たして 落札者の決定基準を定めるに当たっての留意事項を検討するとともに、

(7)

ついて審査する。

落札者の決定

三

技術提案書の評価要件

みを評価するものとし、これによらない者から提出された技術提案書については、評価を行わな 本委託業務の入札参加者の資格等に関する事項及び次の各要件を満たす者からの技術提案書の

イ

入札価格が予定価格の範囲内であること。

技術提案書の内容が、要件定義書に定める要件を全て満たしていること。

落札者の決定方法

もののうち、四に定める評価基準により算出された技術提案評価点と価格評価点の合計点が最も 評価を行った者で、技術提案書の内容が四4イによる必須項目の要求要件を全て満たしている

高い者を落札者とする。

なお、技術提案評価点及び価格評価点の合計が最も高い者が二以上あるとき(同点のとき)は

1 次の順により決定する。 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点が異なる場合

2 入札参加者それぞれの技術提案評価点及び価格評価点が同じ場合

技術提案評価点が高い者を落札者とする

3 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点及び四4による必須項目における得点が 四4による必須項目における得点が高い者を落札者とする。

同じ場合

該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かせない者があるときは、入札執行事務に関係 のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定する 入札参加者にくじを引かせ、くじにより決定した者を落札者とする。この場合において、

3 技術提案評価点及び価格評価点の配分

点数は、千点満点とし、うち技術提案評価点を六百点、 価格評価点を四百点とする

四

1 技術提案評価点

技術提案評価点の評価は、 技術提案書を基に行うものとし、総合評価算定基準調書 以 下

準調書」という。

基準調書は一

一

において配付する。

)の評価項目ごとに行う

2 価格評価

価格評価点の評価は、 入札価格に応じ、次に示す方法により、点数化する。この場合において

生じた端数は切り捨てる。

価格評価点 価格評価点に配分された最高得点×(一-入札価格/予定価格)

3 基準調書における評価項目

との点数配分に応じて得点を付与する。 に当たっては、基準調書における評価項目ごとに細目 評価項目は、 技術評価と体制評価の二つに大別し、次のとおり定めるものとする。実際の評価 (以下「細目」という。) を定め、細目ご

- 1 技術評価
- 機能に関する項目
- 2 拡張性、柔軟性に関する項目
- ランニングコストに関する項目

体制評価

サービス体制に関する項目

基準調書における必須事項

細目ごとに次の区分による分類を行う。

必須項目

推奨項目

5 基準調書における評価方式

評価方式は、次の方式を用いるものとする。

なお、評価方式は、審査委員会において定める。

宮

段階評価」という。)又はA・Bの二段階(以下「二段階評価」という。)で判定する 提案内容を数値化することが困難なため、項目又は細目にA・B・C・Dの四段階(以下 四四

することを標準とする。いずれの場合も、項目又は細目ごとの重要度に応じ、段階ごとの配点を に「零点」を付与することを標準とし、二段階評価の場合、Aに「満点」、Bに「零点」を付与 四段階評価の場合、Aに「満点」、Bに「Aの概ね半分の点」、Cに「Bの概ね半分の点」、 D

Ŧî.

審査委員会は、原則として次の方法により審査を行うものとするが、その他の必要事項に応じ技 附属資料等について入札参加者に確認を求めることがある。

技術提案書及び付属資料により審査する

2 書面審査上確認しがたい内容について口頭審査を行う。

活センターの項中

同

市大塩字前三郷一四番地二」を

同

市大塩字前三郷一四番地五」に、

六 審査の方法

第一次審査

書面審査により、第二次審査の対象となる者を下記により選定する。

三1の基準を満たす技術提案が四件以上の場合には、四に定める評価基準により評価を行い、

評価の高い提案を行った三者を選定する。

ただし、三1の基準を満たす技術提案が三件以下の場合には、第一次審査は行わず、すべて第

一次審査の対象とする。

第二次審査

書面審査及び対面審査により行う。

六1により第二次審査の対象となった者について、以下のとおり対面審査を行い、落札者を決

定する。

イ

日

時

令和元年十一月八日(金)午後一時から午後三時の間で、

一者あたり三〇分以内

(発注者からの質問時間なども含む。)とする。

口 場 所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎

出席人数 出席者は五人以内とする

七

技術提案書及び附属資料の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。 入札をした者は、入札後において、入札説明書、提案依頼書、落札者決定基準等並びに提出した

選挙管理委員会

〇宮選管告示第百九号

に改正する。 平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のよう

令和元年九月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則

字星場三一〇番地一」を「同 地六」を 下山住宅集会所の項を削り、東松島市矢本西市民センターの項中「同 同 同 市赤井字館前二五九番地三」を「同 市小松字向田 一九八番地一」に、東松島市上区生活センターの項中「同 市赤井字星場三一二番地一九」に、 市赤井字舘前二五九番地一」に、東松島市裏沢生 東松島市下区生活センターの項 市矢本字上河戸二六二番 市赤井

(9)	令和元年9月13日	金曜日	宮	城	県	公	報	第36号
								等供用施設の項中「同 市大塩樋ノ口二五番地」を「同 市大塩字樋口二五番地」に改める。市矢本四反走一六九番地一」を「同 市矢本字四反走一六九番地一」に、東松島市大塩地区学習東松島市四反走集会所の項中「東松島市四反走集会所」を「東松島市四反走地区集会所」に、「同